

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

1	地方消費税(交付金)引上げ分(社会保障財源化分)歳入決算額	706,810 千円
2	社会保障施策に要する経費	12,847,347 千円 ※1
	〔 消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保険衛生に関する施策をいう。)に要する経費 ※2 〕	
3	2の経費の内、一般財源充当額	5,918,104 千円
4	3の一般財源充当額の内、地方消費税交付金引上げ分(社会保障財源化分)充当額	706,810 千円

【社会保障施策に要する経費とその財源内訳】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	市債	その他	地方消費税(交付金)引上げ分(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	生活保護	1,300,724	1,099,061	0	18,795	21,840	161,028
	児童母子福祉 (児童手当、私立保育所、子ども医療等)	5,201,265	2,896,387	0	518,004	213,410	1,573,464
	障がい者高齢福祉	2,179,243	1,420,331	0	7,765	89,711	661,436
	社会福祉	360,126	303,107	0	0	6,810	50,209
	小計	9,041,358	5,718,886	0	544,564	331,771	2,446,137
社会保険	国民健康保険(一般会計繰出金)	788,341	464,347	0	0	38,695	285,299
	介護保険(一般会計繰出金等)	1,134,739	12,856	0	0	133,989	987,894
	後期高齢者医療(一般会計繰出金)	1,203,680	137,044	0	0	127,390	939,246
	小計	3,126,760	614,247	0	0	300,074	2,212,439
保健衛生	保健衛生(母子保健)	105,311	1,575	0	0	12,389	91,347
	予防健康(予防接種、健康診断等)	573,918	1,510	0	48,461	62,576	461,371
	小計	679,229	3,085	0	48,461	74,965	552,718
合計		12,847,347	6,336,218	0	593,025	706,810	5,211,294

※1 前頁の「社会保障関係費の推移」の総事業費H28決算の額14,767,731千円と上の表の経費の合計12,847,347千円が異なるのは、地方消費税(交付金)引上げ分(社会保障財源化分)は、事務職員の人件費や事務費に充てることができないこと、また各施設の管理費、高齢者交通費助成等を除いているためです。

※2 地方消費税収(引上げ分)については、地方税法第72条の116において、消費税法第1条第2項に規定する社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)を含む社会保障施策(社会保障4経費に予防接種、健康診断、障がい者サービスを加える)に充てることとされています。